

第9章 主要投資インセンティブ

BOIによる投資奨励制度の改正により、2015年1月1日以降ゾーン（地域）ごとの恩典付与ではなく、（外国人による）事業の内容とタイへのメリットを基準として恩典を付与する制度に変更がなされている。また、BOIは2022年11月4日に2023年から2027年を対象とする新たな5カ年投資促進戦略で推進する新投資奨励策の概要を発表した。新しい奨励措置は2023年1月から適用されている。

1. BOI認可企業に対する恩典

投資奨励法に基づきBOIから投資奨励事業の認可を受けた会社には、図表9-1記載の各恩典が与えられる。ただし、奨励業種によって恩恵内容が異なる点に留意が必要である。

図表 9-1 BOI認可企業の恩典内容

税務上の恩典
機械輸入税の免除・減税
原材料及び必要資材輸入税の減税
研究開発用の物品の輸入税の免除
法人所得税及び配当金に係る税金の免除
高度技術・イノベーション事業から発生する純利益及び配当金に係る税金の免除
法人所得税の50%減税
輸送費、電気代及び水道代の2倍までを控除
インフラの設置、建設費の25%を通常の減価償却に加えて控除
輸出向け製造用の原材料及び必要資材の輸入税の免除

税務以外の恩典
投資機械の調査のための外国人入国許可
被奨励プロジェクトでの外国人技術者・専門家の入国・就労許可
土地の所有権の許可
タイ国外への外貨送金の許可

(出所) BOI資料より作成

2. BOI認可にあたっての基準

上述したように、BOIは2022年11月4日に、2023年から2027年を対象とする新たな5カ年投資促進戦略を発表し、この5カ年投資戦略及びこれに基づく新投資奨励策は2023年1月3日より施行されている。5カ年投資促進戦略においては、3つのコンセプトを掲げるとともに、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」に向けた7つの具体的な方針を示した。

<5カ年投資戦略のコンセプト>

- 1 Innovative : テクノロジー、イノベーション、クリエイティビティを基盤とする経済
- 2 Competitive : 競争力・適応力があり、国家の高成長に貢献する経済
- 3 Inclusive : 社会的・環境的な持続可能性を考慮、新たなビジネス機会を創出しつつ、不平等をなくす経済

<新しい経済の構築に向けた7つの方針>

- 1 既存産業のアップグレードとタイの高ポテンシャル新産業の構築、サプライチェーンの総合強化
- 2 自動化、デジタル化、脱炭素化への投資を通じたグリーンでスマートな産業への移行の加速
- 3 ビジネスセンターとしてのタイの促進及び地域の国際貿易と投資のゲートウェイ
- 4 中小企業と新興企業の強化でグローバル市場とサプライチェーンへの連結の確保
- 5 タイの各地域のポテンシャルに適合し包摂的な成長を可能にする投資の促進
- 6 地域・社会の発展を促進する投資の促進
- 7 タイ企業のビジネスチャンス拡大のためのタイの海外投資促進

(1) 投資奨励ポリシー

上記の5カ年投資促進戦略に伴い、新たな投資奨励策の概要も発表された。同奨励策は、高度な技術とイノベーションを中心に競争力を向上させ、より強固な産業基盤を構築するという同戦略の狙いを反映しており、主な内容は以下のとおりである。

- ① 国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置
- ② 競争力向上措置
- ③ 既存の生産拠点の継続及び拡大措置
- ④ 総合的な事業拠点移転への促進措置
- ⑤ 景気回復期間における投資促進措置
- ⑥ 産業高度化措置
- ⑦ 中小企業（SMEs）向け投資奨励措置
- ⑧ 対象地域における投資奨励措置
- ⑨ 地域及び社会開発のための投資奨励措置

なお、新しい奨励措置には、①国家発展に重要なターゲット産業にバイオ・循環型・グリーン（Bio-Circular-Green : BCG）経済やデジタル分野等、新産業への投資誘致が盛り込まれている。ま

た、恩典の手厚さを示す等級も、現行の最上位『A1（法人税8年免除）』の上に、新たに『A1+』を追加された。

サプライチェーンの川上に位置する産業で、かつ高度技術とイノベーションを導入、教育機関との技術提携を行う事業に対して、10～13年の法人税免除恩典を付与されている。

(2) プロジェクト認可基準

① 農業、工業、サービス業における競争力向上

- ・ 収入の20%以上の付加価値を有すること（ただし、農業及び農産品事業、電子及び部品事業、コイルセンター事業は収入の10%以上の付加価値を有すること）。
- ・ 近代的な製造工程及びサービス提供プロセスを有すること。
- ・ 新品の機械を使用すること。中古機械を使用する場合の基準は図表9-2のとおり。

図表9-2 プロジェクト認可基準

機械の状態	原則
新品機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除が認められる。
使用年数（製造から輸入までの期間。以下同じ）が5年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。
使用年数が5年超10年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入は認められない。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。

機械の状態	生産拠点移転の場合
新品機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除が認められる。
使用年数（製造から輸入までの期間。以下同じ）が5年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。
使用年数が5年超10年以下の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は機械簿価の50%を上限に法人所得税免除の上限額への算入が認められる。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。
使用年数が10年超の中古機械	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用することが認められる。 ・ 投資額は法人所得税免除の上限額への算入は認められない。 ・ 輸入税の免除は認められない。 ・ 機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出しなければならない。

（出所）BOI 資料より作成

- ・ 投資額（土地代と運転資金は除く）が 1,000 万バーツ以上のプロジェクトは、操業開始期限日より 2 年以内に ISO9000、または ISO14000 その他相当する国際規格を取得すること。取得できない場合、法人所得税免除恩典を 1 年間取り消される。
- ・ コンセッション事業及び民営化事業について、BOI は 1998 年と 2004 年の閣議決定に基づく以下の検討方針を用いる。
 - i. 国営企業資本法に基づく国営企業の投資プロジェクトは奨励対象外とする。
 - ii. 民間が特権を受け実施し、最終的に国に所有権を引き渡す公益事業（Build-Transfer-Operate または Build-Operate-Transfer）に関し、この投資奨励の恩典付与を希望する場合、これを企画する担当政府当局が入札招請する前の時点で BOI にプロジェクトを提出しなければならない。また、入札の段階で民間にどのような恩典が付与されるのかについて明確に公告をしなくてはならない。
原則として、BOI は国に対して見返りを払う特権事業を奨励しない。ただし、政府がそのプロジェクトに投資した金額の妥当な見返りを有する場合を除く。
 - iii. 政府プロジェクトを民間に運営・所有させる Build-Own-Operate については、政府に賃借料の形式で見返りを払う民間に貸与または運営させる場合、BOI は通常の基準に基づき投資奨励を検討する。
 - iv. 国営企業資本法に基づき民営化した企業は、事業を拡大したい場合、その拡大投資事業部分のみを奨励申請することができ、通常の基準に基づき恩典が付与される。

② 環境への影響の予防

- ・ 環境への影響の予防・軽減に十分かつ効率的な方針や措置を有すること。環境への影響が発生する可能性のあるプロジェクトに関し、BOI は立地及び汚染処理について特別審議を行う。
- ・ 環境影響評価報告書を提出しなければならない対象の業種や規模のプロジェクトは、関連する環境法規制や内閣の決議を遵守すること。
- ・ ラヨーン県に立地するプロジェクトは、2011 年 5 月 2 日付 BOI 布告第 Por.1/2554 号「ラヨーン県地域における投資奨励政策」に従うこと。

③ 最低投資金額及びプロジェクトの可能性

- ・ プロジェクトごとの最低投資金額（土地代及び運転資金を除く）は 100 万バーツ以上とする。ただし、投資奨励対象業種表にて定められた場合を除く。ナレッジベースのサービス業については、年間人件費から最低投資金額を検討する。
- ・ 新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は 3 : 1 以内であること。拡大プロジェクトについては個別案件ごとに検討する。
- ・ 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 20 億バーツを超えるプロジェクトは、BOI が定めたとおり、プロジェクト可能性調査報告書を提出すること。

④ 外国人による持株基準

BOI は一般的な認可基準に加えて、投資奨励申請の対象となるプロジェクトに係る外国人の持株基準を以下のとおり定めている。

- ・ 外國人事業法別表 1 に該当する事業は、タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有しなくてはならない。
- ・ 外國人事業法別表 2 及び 3 に該当する事業は、他の法律で別途定める場合を除き、外国人が過半数または全株の株式を保有することを認める。
- ・ BOI が適切と認めるときには、特定の奨励事業に限り、外国人の出資比率を定めることができる。

3. 投資奨励ゾーン

(1) 事業の内容に基づく恩典

BOI は、事業内容をグループ A とグループ B の 2 つに分類し、各グループにおける事業の重要度に基づき、段階的に恩典を付与している。計画している事業が A1+～A4 または B のいずれのグループに分類されるかについては、BOI が公表している一覧表を参照されたい。

グループ A に含まれる事業内容と恩典の概要は図表 9-3 のとおりである

図表 9-3 グループ A の事業内容と恩典

グループ		法人所得税の免除	機械輸入税の免除	輸出向け原材料に係る輸入税の免除	税制以外の恩典
A1+	サプライチェーンの川上に位置する産業、もしくはバイオテクノロジーなど、政府がターゲットとするテクノロジーを開発する事業	10～13年間の免除（上限額なし）	○	○	○
A1	国の競争力を向上させる、デザインや研究開発に主眼を置いたナレッジベースの産業	8年間の免除（上限額なし）+メリットベースの恩典	○	○	○
A2	国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、又はまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する産業	8年間の免除+メリットベースの恩典	○	○	○
A3	すでにタイ国内に生産拠点があるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する産業	5年間の免除+メリットベースの恩典	○	○	○
A4	技術がA1～A3ほど高度でないものの、国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	3年間の免除+メリットベースの恩典	○	○	○

(出所) BOI 資料より作成

グループBに含まれる活動内容と恩典の概要は図表9-4のとおりである。

図表9-4 グループBの事業内容と恩典

グループ	法人所得税の免税	機械輸入税の免税	輸出向け原材料に係る輸入税の免除	税制以外の恩典
B 高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業	×	○	○	○

(出所) BOI資料より作成

(2) 追加の恩典

BOIは、国家または産業全体に有益な（メリットのある）投資・支出に対して前述の事業内容に基づく恩典に加えて、追加の恩典を付与している。

追加の恩典には、①競争力向上のための追加恩典、②景気回復に向けた投資刺激策、③地方分散のための追加恩典の3種類がある。

①競争力向上のための追加恩典に係る投資・支出の種類と与えられる恩典の概要は図表9-5のとおりである。

図表9-5 競争力向上のための投資・支出への恩典

上記の投資・支出が、最初の3年間における収益の合算に占める割合	追加の法人所得税免税期間 (免除期間の合計は13年以内)
1%または2億バーツ以上	1年
2%または4億バーツ以上	2年
3%または6億バーツ以上	3年
4%または8億バーツ以上	4年
5%または10億バーツ以上	5年

(出所) BOI資料より作成

②景気回復に向けた投資刺激策については、2025年1月2日から2025年の最終営業日までに申請されたグループA1、A2、A3、A4の事業（一部事業除く）は、投資奨励証の発行日から12カ月以内に10億バーツ以上の投資を行う等の条件を満たす場合、さらに5年間、法人所得税の50%が免除される。

③地方分散化のための追加恩典に関しては、1人あたりの国民所得が最も低い20の県⁴（別途、特別措置が設けられているタイ南部国境地域と特別経済開発区を除く）に立地するプロジェクトに対して、追加的に3年間の法人所得税免除が付与される。なお、事業内容に基づく恩典として8年間の法人所得税免除が既に付与されているグループA1またはA2の事業を行うプロジェクトには、8年間の法人所得税免除期間の終了後5年間にわたり、奨励を受けている事業から生じた純利益に対する法人所得税が50%減税される。地方分散化のための追加恩典に係る事業内容とその恩典の概要は図表9-6のとおりである。

図表 9-6 地方分散化のための投資・支出への恩典

グループ	法人所得税の免除	追加法人所得税の免除	合計	左記期間終了後5年間にわたり法人所得税50%減税	支出控除（輸送費、電気代、水道代の2倍を10年間控除、インフラ設置・建設費の25%を追加控除）
A1+	10-13年間 (上限額なし)	3年間	13年間 (上限額なし)	×	○
A1	8年間 (上限額なし)	×	8年間	○	○
A2	8年間	×	8年間	○	○
A3	5年間	3年間	8年間	×	○
A4	3年間	3年間	6年間	×	○
B	×	3年間	3年間	×	○

（出所）BOI 資料より作成

4. 投資奨励業種

BOIは、投資奨励業種として次の10類に分類される400以上の業種を規定している。（将来さらに追加される可能性がある）

- (1) 1類：農業・食品・バイオ（52の業種により構成）
- (2) 2類：医療（17の業種により構成）
- (3) 3類：機械・車両（119の業種により構成）
- (4) 4類：電気・電子機器産業（58の業種により構成）
- (5) 5類：金属・素材（47の業種により構成）
- (6) 6類：化学、石油化学（36の業種により構成）
- (7) 7類：サービス、公共事業（21の業種により構成）
- (8) 8類：デジタル（9の業種により構成）

⁴ カーラシン、チャイヤップーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリラム、プレー、マハーサーラカム、ムックダーハーン、メーホンソーン、ヤソートン、ローイエット、シーサケート、サコンナコン、サケーオ、スコータイ、スリン、ノーンブワラムプー、ウボンラーチャターニー、アムナートチャルーン

(9) 9類：クリエイティブ産業（17の業種により構成）

(10) 10類：高価値サービス（33の業種により構成）

5. 特別措置とポリシー

BOIは、上記の投資奨励に加えて、5ヵ年計画に従って、以下の特別措置とポリシーを公表している。

（1）効率の向上のための措置

生産効率を向上させるために、一定の条件の下、次の場合において、奨励期間中の機械の輸入関税を免除する。

①既存のプロジェクトで、以下に関する生産性向上のための措置を含むもの

- a) 機械の入れ替え及びオートメーション
- b) デジタルテクノロジー導入
- c) 4.0 産業
- d) 省エネルギーエネルギー保存、再生可能エネルギーの利用及び環境影響の軽減
- e) 国際基準取得のための生産ラインのアップグレード

②グループB の新規事業で、以下に関する生産性向上のための措置を含むもの

- a) 生産工程またはサービス提供におけるオートメーション及びロボティクス
- b) 4.0 産業

6. 恩典付与の条件

- a) 被奨励事業か否かにかかわらず、既に創業している事業であり、奨励申請の際に投資奨励業種であること。ただし、事務局が指定した奨励対象外とする一部の事業は除く。
- b) 既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の恩典が終了した後に本措置に基づき奨励申請ができる。または、法人所得税の免除恩典が付与されていないプロジェクトであること。
- c) 効率向上のための投資金額（土地代及び運転投金を除く）は 100 万バーツ以上とする。

7. 恩典の内容

- a) 機械輸入税の免税
- b) 3年間の法人所得税免除。ただし、本措置に基づく投資額（土地代と運転資金を除く）の50%相当額を上限とする。（国内の自動化機械設備が30%以上である場合、100%を上限とし法人所得税を免除する）
- c) 法人所得税免除期間は、奨励証書発行後、収入が発生した日より開始する。

(1) 特別経済開発区 (SEZ) に関する投資奨励政策

近隣諸国との経済連携を強化し ASEAN 経済統合を促進するため、主に国境エリアを中心に特別経済開発区 (Special Economic Development Zone : SEZ) が設置されている。特別経済開発区の対象地域は図表 9-7、対象業種については図表 9-8、主な恩典の内容は図表 9-9 のとおりである。

図表 9-7 特別経済開発区の対象地域

県	郡	区
ターク	メーソット	ター・サイ・ルワット、プラ・タート・パーテーン、 メガーサー、メーク、メーターオ、メーパ、メーソット、 マハーワンの8区
	ポッ・プラ	チョンケープ、ポッ・プラ、ワーレーの3区
	メー・ラマート	カネージュー、メージヤ・ラオ、メー・ラマートの3区
サケオ	アランヤプラテート	ター・カーム、バーン・ダーン、パー・ライの3区
	ワッタナー・ナコーン	パッ・カ
トラート	クローンヤイ	クローンヤイ、マイ・ルート、ハート・レックの3区
ムクダハーン	ムアン・ムクダハーン	カム・アー・ファン、ナー・シー・ヌアン、バーン・サイ・ ヤイ、ムクダハーン、シー・ブン・ルアンの5区
	ワーン・ヤイ	チャ・ノート、バーン・サイ・ノイ、ポン・カーム、 ワーン・ヤイの4区
	ドーン・ターン	ドーン・ターン、ポーサイの2区
ソンクラー	サダオ	サダオ、サムナック・カーム、サムナック・テーオ、 ペーダン・ベーサーの4区
ノンカイ	ムアン・ノーンカイ	カイ・ボック・ワーン、ナイ・ムアン、バーン・ドゥア、 プラ・タート・バン・プウアン、ポー・チャイ、ポン・ サワン、ミーチャイ、ウィアン・クック、シー・ガーイ、 ノーン・ゴーム・ゴ、ハート・カム、ヒン・ンゴームの12区
	サラ・クライ	サラ・クライ
チェンライ	チェン・コーン	クルン、ブン・ルアン、リム・コーン、ウィアン、シー・ ドーン・チャイ、サ・ターン、フウアイ・コーの7区
	チェン・セーン	バーン・セオ、パー・サック、メー・ングン、ヨー・ノック、 ウィヤン、シードーン・ムーンの6区
	メーサーイ	ゴ・カーン、バーン・ダーアイ、ポン・ンガード、ポン・ パー、メーサーイ、ウィイアン・パーン・カム、シー・ ムアン・チュム、フウアイ・クライの8区
カンチャナブリ	ムアン・カンチャナブリ	ゲーン・シアン、バーン・ガオの2区
ナコンパノム	ムアン・ナコーンパノム	グル・ク、ター・コー、ナー・サイ、ナー・ラート・ クワイ、ナイ・ムアン、バーン・ブン、ポー・ターカ、 ノーン・ヤート、ノーン・セーン、アー・サー・マートの10区
	ター・ウテーン	ノーン・ターン、ラーマ・ラート、ウーン・プラバートの3区
ナラティワート	ムアン・ナラティワート	コーヴ・キアン
	ターカ・バイ	ジェ・ヘエ
	イー・ンゴー	ラ・ハーン
	ウェーン	ロ・ジュート
	スンガイ・コーロック	スンガイ・コーロック

(出所) BOI 資料より作成

図表 9-8 特別経済開発区における対象業種

特別経済開発区における対象事業	特別経済開発区における特別事業
(1) 農業、水産業および関連事業 (2) 医療用品の製造および医療サービス (3) 自動車、機械、部品の製造 (4) 電気機器、電子機器の製造 (5) セラミックス製品、金属、資材の製造 (6) プラスチック製品およびパルプの製造 (7) 公共施設 (8) 工業団地/工業区 (9) 繊維、衣類、皮革産業 (10) 宝石、ジュエリーの製造 (11) 家具の製造 (12) ロジスティクス (13) サービス	(1) 公共施設向け建設資材、高圧コンクリート製品の製造 (2) 建設または製造業向け金属プラットフォームの製造 (3) 消費財用のプラスチック製品の製造 (例：プラスチックパッケージ) (4) パルプまたは紙からの製品の製造（例：紙箱） (5) 工場または倉庫のための建物開発

(出所) BOI 資料より作成

図表 9-9 特別経済開発区の主要な恩典

一般投資奨励対象業種	対象業種
法人所得税免除期間を通常より3年追加。ただし、合計8年間まで	法人所得税免除期間は最高8年間
法人所得税が8年間免除されるA1又はA2に該当する業種の場合、法人所得税免除期間満了後、さらに5年間法人所得税を50%減税	さらに5年間法人所得税の50%減税
輸送費、電気代、水道代の2倍を10年間控除	
通常の減価償却以外に、インフラの設置費又は建設費の25%を控除	
機械の輸入税免除	
輸出向け製造用原材料の輸入税免除	
未熟練外国人労働者の導入許可	
その他の税制以外の恩典（土地の所有権、外国人技術者の導入など）	

(出所) BOI 資料より作成

(2) 東部経済回廊 (EEC) に関する投資奨励政策

EEC として、チャチュンサオ、チョンブリー、ラヨーンの 3 県が指定され、同地区において EEC 政策委員会が指定するターゲット産業に従事する場合、EEC 政策委員会が適切であると判断した範囲内の恩典が付与される。

対象業種については下記に示すとおりである。

1. 次世代自動車産業
2. スマートエレクトロニクス産業
3. 高所得者向け観光及びメディカルツーリズム
4. 農業及びバイオテクノロジー産業
5. 食品加工産業
6. ロボット産業
7. 航空及びロジスティクス産業
8. バイオ燃料及びバイオ化学産業

9. デジタル産業
10. 総合医療産業
11. 国防産業
12. 人材開発及び教育

また、主な恩典の内容は次のとおりである。

- ・法人所得税が最大 15 年間免除される。
- ・経営者、スペシャリスト及び研究者の個人所得税が 17%に減免される。
- ・経営者、スペシャリスト及び研究者は 1 回の申請で 5 年間有効のワークパーミットを取得することができる。
- ・製造・研究開発に使用される機械及び原料に関して輸入税が免除される。
- ・土地またはコンドミニアムを所有することができる。
- ・50 年以上の賃貸借をすることができる（最大 49 年間延長可）。

8. IEAT 工業団地の恩典

投資奨励法に基づく恩典のほか、タイ工業団地公団法に基づく恩典として、工業省に属する国営企業である IEAT の管轄の工業団地に立地することにより付与される恩典がある。

(1) タイの工業団地 (IEAT)

タイには約 120 カ所の工業団地が建設され、道路、電気、上下水道、廃棄物処理、通信等の工場稼動に必要な設備のほか、住居、スポーツ施設、銀行とホテル等の施設が整備されていることもある。工業団地は、その開発主体とその用途で区分すると次のような種類に分類される。

まず、開発主体別にみると、①IEAT が造成・運営・管理する工業団地 (Industrial Estate と称される)、②民間企業が造成し、IEAT と共同で運営・管理する工業団地 (これも Industrial Estate と称される)、③民間企業が造成・運営・管理する工業団地 (Industrial Park や Industrial Zone と称される) の 3 種類がある。③の工業団地についても、後述のように、BOI 認可を得ている団地であれば一定の恩典を享受することができる。

次に、用途別にみると、①一般の企業が入居する一般工業区 (GIZ=General Industrial Zones) と②フリー・ゾーン (IEAT Free Zones) の 2 種類に大別される。フリー・ゾーンはかつて輸出加工区 (EPZ=Export Processing Zones) という名称であったが、2008 年 1 月の法律改正により名称が変更されると同時に、輸出関係業のみならず商業その他のサービス業の入居も可能となった (図表 9-10)。

IEAT の工業団地には BOI のように奨励対象業種というものはなく、外国企業の場合には、タイの工業、技術、産業発展に貢献する企業で、工業団地の環境を阻害するものでなければ、原則として工業団地への入居が認められる (ただし、BOI による恩典と同様、所定の条件を全て充足した場合に必ず入居や恩典が認められるというわけではなく、最終的には IEAT やその担当官の裁量次

第である点に留意が必要である)。そして、IEAT の統括する工業団地内に入居する外国企業は土地を所有することが可能である。他方、IEAT の認可を得ていない工業団地に入居する外国企業は、別途 BOI の認可を受けなければ、土地を所有することはできない。

入居する工業団地の選定にあたっては、進出後の事業内容を踏まえつつ、立地条件、BOI 投資奨励ゾーン区分、恩典内容、原材料・製品等の輸送ルート・コスト、工業用水や電力の供給能力、廃棄物処理能力、洪水時の安全性等を考慮して決定する必要がある。

図表 9-10 工業団地の種類

開発主体別分類	
Industrial Estate	IEATが造成・運営・管理する工業団地 民間企業が造成し、IEATと運営・管理する工業団地（団地数では最多）
Industrial ParkまたはIndustrial Zone	民間企業が造成・運営・管理する工業団地（BOIの投資恩典を受けているものもある）
用途別分類	
General Industrial Zones (GIZ)	工業、サービス業又は工場運営やサービス業に関係するその他の事業を行うためのエリア
IEAT Free Zones	工業、商業又はその他これらに関連する経済的利益、国家安全保障、公共福祉、環境管理若しくはその他IEATが定める事由に関する事業を行うためのエリア

(出所) IEAT 資料より作成

(2) 工業団地入居の恩典

IEAT の工業団地に入居した場合の恩典をまとめると以下のとおりである。

- ① 工業団地内の土地を所有することができる。
- ② 外国人技術者や専門家及びこれらの家族の入国ビザや外国人就労許可を受けることができる。
- ③ フリー・ゾーンでは機械や原材料等に課せられる関税その他の租税が免除される。なお、輸出加工区として発足した当初と異なり全ての製品の輸出は義務づけられないが、フリー・ゾーンから国内へ移入する際に、輸入税、物品税、付加価値税等を納付しなければならない。
- ④ 建築規制法に基づく建築許可、工場法に基づく工場設立・操業許可、都市計画法に基づく許可等、権限が分散している各種許可を、IEAT 事務所または IEAT 本部（工業団地内のワンストップサービスセンター⁵）にて手続を行うことができる。

⁵ 工業団地内のワンストップサービスセンターは、BOI の管轄下にあるものではない。